

Re: 8月7日小委員会にむけて

1. 第5回有識者懇談会に関する関会長のご指摘

- (1) 何故、内部統制報告書と監査人監査報告書を株主総会の報告事項とする必要があるのか、その理由を明確にし、かつ認識の共有化を図る。
- (2) 会社法に合わせるのか金商法に合わせるのかという議論はせず、(1)を達成するために必要な実務上の課題と、その限りでの法的課題を検討する（両制度の下での実務が両方あっても構わない）。
- (3) 定時株主総会の開催日を遅らせるようなことはしない（現行実務の尊重）。
- (4) （開示の一元化如何にかかわらず）総会に報告される計算書類（財務諸表）監査については監査役が相当性監査を行い、一方、（金商法上の）財務報告に係る内部統制監査については、監査役は経営者と共に統制環境の一部として監査人の検討対象となる。以上の現行法の枠組みは堅持することとし、これの是非については議論の対象としない。

以上を議論の前提とすることについては、議論して頂く必要はある。

2. 関会長のご指摘を踏まえた今後の主な検討事項

- (1) 内部統制に重要な欠陥があれば、会社法上も事業報告の「対処すべき課題」に記載する必要はないか。
- (2) 事業報告の「対処すべき課題」に内部統制の重要な欠陥について記載するためには、内部統制報告書及び内部統制監査報告書が事業報告を作成する前に提出されているのが望ましいのではないか。（仮に招集通知提出までに間に合わなかったとしても、招集通知提出後、定時株主総会の前日までの間に事業報告に修正をすべき事情が生じた場合には、いわゆるウェブ修正の方法で修正することができる。）
- (3) 実務対応上のスケジュールとして、定時株主総会前までに内部統制報告書及び内部統制監査報告書を作成することができるのか。
- (4) 金商法上、内閣府令において有価証券報告書の添付書類として定時株主総会に報告した事業報告・計算書類が掲げられていることから、有価証券報告書（及び内部統制報告書）は定時株主総会後に提出する必要があるのが現状である。内閣府令を変更し、有価証券報告書（及び内部統制報告書）

を定時株主総会前に提出可能にすることはできるか。

- (5) 監査役は、内部統制に重要な欠陥がある場合、いかなる対応をすべきか。
- (6) 監査役は、監査役監査報告の提出後に「重要な欠陥」があるとの指摘を受けることのないよう、監査役監査報告の作成時点において、経営者と監査人のそれぞれから、内部統制評価・内部統制監査に関する経過報告を受け、「重要な欠陥」の有無に関する確認を行う必要があるのではないか。

(参考 1) 重要な欠陥の意味

重要な欠陥とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいう（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅱ 1 (4)）。

「内部統制の不備は、①内部統制が存在しない、又は規定されている内部統制では内部統制の目的を十分に果たすことができない等の整備上の不備と、②整備段階で意図したように内部統制が運用されていない、又は運用上の誤りが多い、あるいは内部統制を実施する者が統制内容や目的を正しく理解していない等の運用の不備からなる。内部統制の不備は単独で、又は複数合わさって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告を規制する法令に準拠して取引を記録、処理及び報告することを阻害し、結果として重要な欠陥となる可能性がある（実施基準Ⅱ 1 ②イ）。内部統制の不備のうち、重要な欠陥については、経営者は内部統制報告書において開示が必要となるが、内部統制の不備が重要な欠陥に該当するかどうかを判断する際には、不備の金額的重要性及び質的重要性を勘案して判断する。このうち、金額的重要性については、その判断基準が具体的に例示されており、例えば、連結税引前利益の概ね 5%程度とされている（実施基準Ⅱ 1 ②ロ a）」（池田唯一編「総合解説内部統制報告制度」138頁）

(参考 2) 重要な欠陥の意義

(問 4 8) 【重要な欠陥の意義】

基準等では、期末日において「重要な欠陥」が存在する場合には、内部統制報告書に、その内容及びそれが是正されない理由を記載することとされているが、この「重要な欠陥」とはどのような意義を有しているのか。

(答)

1. 「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいうこととされている（基準Ⅱ 1 (4)）。したがって、内部統制に重要な欠陥が存在する場合には、それが財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があるということであり、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではないことに留意する必要がある。

ある。

2. 期末日において「重要な欠陥」が存在する場合には、経営者は内部統制報告書において、その内容及びそれが是正されない理由を記載することとされている（基準Ⅱ 4（5）③）が、これは、投資者等に対して、有価証券報告書に記載された財務報告の内容を利用する際に留意すべき事項として、財務報告に係る内部統制について「今後改善を要する重要な課題」があることを開示することに意義がある。
3. したがって、経営者は、「重要な欠陥」を開示することによって、そのことを企業が抱える様々な経営上の課題の1つとして認識し、自社内の内部統制が有効となるように改善していくことが重要である。こうした考え方から、経営者は、内部統制報告書提出日までに重要な欠陥が是正されていない場合であっても、重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等がある場合には、その内容を併せて記載することができることとされている（内部統制府令ガイドライン 4-5）。なお、監査人は、当該方針や計画等の実在性のみを検討することとなる。

（「内部統制報告制度に関する Q&A」平成 20 年 6 月 24 日金融庁総務企画局）

（参考 3）

（問 6 6）【監査役等の監査報告の後に発見した不備】

会社法に基づく監査役又は監査委員会の監査報告（会社法第 381 条第 1 項、第 404 条第 2 項第 1 号）の後に、監査人が内部統制監査により重要な欠陥を発見した場合には、当該重要な欠陥について監査役又は監査委員会に報告する必要があるのか。

（答）

1. 基準において、監査人は、内部統制監査の過程で発見した内部統制の重要な欠陥については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要になると考えられるとされている（基準Ⅲ 3（5）（注））。
2. 監査人は、通常、会社法監査終了時点において大部分の内部統制監査の手続は終了していることが想定されるが、会社法監査に関連しない部分（例えば、有価証券報告書の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価の検討）については、内部統制監査の手続が終了していないことが考えられる。したがって、監査人の内部統制監査報告書の日付までの間に実施する監査手続により、監査役又は監査委員会に報告すべき内容が変更又は追加される可能性があると考えられる。
3. したがって、監査人は、監査役又は監査委員会の監査報告の後であっても、内部統制監査の過程で重要な欠陥を発見した場合には、監査役又は監査委員会に報告することが必要であると考えられる。

（「内部統制報告制度に関する Q&A」平成 20 年 6 月 24 日金融庁総務企画局）